



～みんなで支える介護保険～

65歳以上の方の介護保険料の一部変更について

令和元年10月から消費税が増税（10%）されることに伴い、平成27年度より第1所得段階で行っていた、低所得者の第1号保険料軽減が一部実施から完全実施となります。これにより、平成31年4月より第1所得段階が更に軽減され、新たに第2および第3所得段階についても軽減されます。ただし、令和元年度は消費税の増税期間が半年間となることから、保険料の軽減幅も半年分となり、令和2年度より1年間分が軽減されます。以上を踏まえた具体的な保険料額は、以下のとおりです。

●所得段階別保険料額

所得段階	対象者	基準額×標準割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者または本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	【平成31年3月まで】 基準額×0.45	【平成31年3月まで】 24,800円 (月額2,070円)
		【平成31年4月から】 基準額×0.375	【平成31年4月から】 20,700円 (月額1,725円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.3	【令和2年4月から】 16,500円 (月額1,380円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	【平成31年3月まで】 基準額×0.63	【平成31年3月まで】 34,700円 (月額2,898円)
		【平成31年4月から】 基準額×0.565	【平成31年4月から】 31,100円 (月額2,599円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.5	【令和2年4月から】 27,600円 (月額2,300円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	【平成31年3月まで】 基準額×0.75	【平成31年3月まで】 41,400円 (月額3,450円)
		【平成31年4月から】 基準額×0.725	【平成31年4月から】 40,000円 (月額3,335円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.7	【令和2年4月から】 38,600円 (月額3,220円)
第4段階	市民税課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で本人が市民税非課税の方	基準額×0.9	49,600円 (月額4,140円)
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額×1.0	55,200円 (月額4,600円)

※本表は、第1から第9段階までであるうち、第5段階（基準額）までを抜粋しています。

- 65歳以上の方の令和元年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料や納め方などの詳細は通知書をご確認願います。

問 介護保険全般に関すること 介護保険係 Tel 54-2121
介護保険料に関すること 市民税係 Tel 54-2121